

共通事項

実地指導（運営指導）の共通事項について

目次

- 1 指導監査制度
- 2 実地指導
- 3 監査
- 4 虐待防止
- 5 事業者の留意事項

1 指導監査制度

(1) 指導監査の目的

(2) 指導監査の類型

(1) 指導監査の目的

介護保険制度の健全、
適正な運営の確保

・

法令を遵守した
適正な事業実施

サービスの質の確保

+

保険給付の適正化

(2) 指導監査の類型

① 指導監査の類型

- ・ 実地指導、集団指導
- ・ 監査

①指導監査の類型

- ・実地指導、集団指導

目的

周知の
徹底を
支援



介護給付等取扱い、
介護報酬の請求

- 実地指導...各事業所、定期的
- 集団指導...全体に対して実施

①指導監査の類型

・監査

目的

事実関係の
的確な把握

不正



- ・著しい基準条例違反
- ・不正請求
- ・虐待等

- 不正が疑われる場合に実施
- 実地指導で、不正等の疑いが発覚すれば監査へ移行

2 実地指導

(1) 重点項目

(2) 確認項目

(1) 重点項目

① 基準条例に規定する 人員基準 を満たしているか。

② サービスの提供に当たって、「尊厳の保持」及び「自立支援」を基本方針とし、計画からサービス提供までの一連のプロセスを適切に行っているか。

③ 報酬告示等に基づき介護報酬の請求を適切に行っているか。

- 人員基準欠如
- 基本報酬の算定に当たって、算定基準を満たしているか、
- 加算を算定する場合、加算要件を満たしているか。

(2) 確認項目

確認方法

- ・基準条例や報酬告示等を満たしているかの確認

- ・関係書類の調査や関係職員へのヒアリングにより実施

- ・頻度は、3年を標準として定期的に実施

...実地指導における指摘の数、苦情の有無、集団指導の出席の状況等を総合的に考慮して連続で実施する場合があります。



(2) 確認項目

留意事項



- ・事前に実施通知を行います。

- ・準備資料について

- ・事前提出資料

- ・当日準備資料(会場に準備をお願いします)

- ...実施通知に記載をしています。

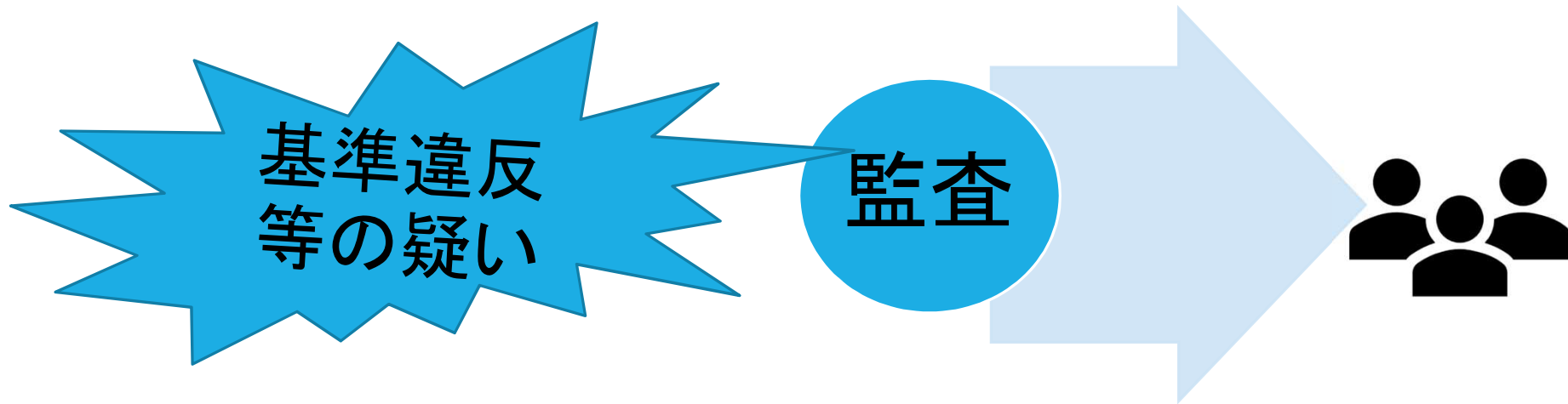
3 監査

(1) 監査の概要

(2) 行政指導・処分

(1) 監査の概要

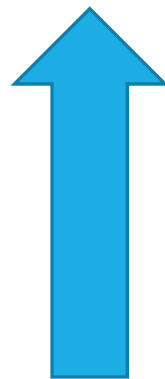
- ・監査は、著しい基準条例違反、不正請求等が疑われた場合に実施



(2) 行政指導・処分

・違反の事実が確認された場合は、違反の程度によって、次のとおりとなります。

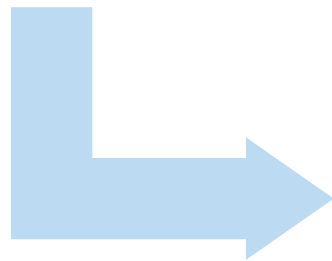
- ・パターン1
- ・パターン2
- ・パターン3



程度が重大

(2) 行政指導・処分 (パターン1)

利用者負担を適正に受けていないとき、
不正請求、人格尊重義務違反
又は重大かつ明白な基準違反等
の 介護保険法の処分事由 に該当



不利益処分

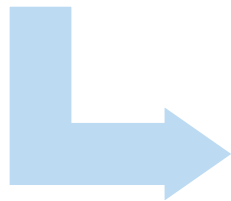
- I 一部効力停止
- II 全部効力停止
- III 指定取り消し

- 事業所名、代表者氏名、内容等を公示

(2) 行政指導・処分 (パターン2)

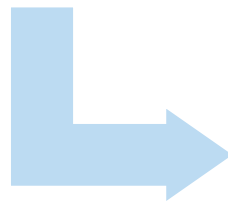
基準違反等の確認

- 期限を定めて改善勧告
- 期限内に勧告に従わない場合は公表



改善命令

- 正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合
- 期限内に命令に従わない場合は公表



不利益処分

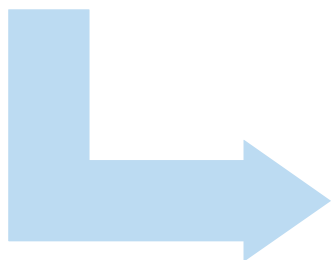
- I 一部効力停止
- II 全部効力停止
- III 指定取り消し

- 命令に従わない場合
- 事業所名、代表者氏名、内容等を公示

(2) 行政指導・処分

(パターン3)

改善勧告に該当しない
基準違反等の確認



指摘、注意などの
行政指導

4 虐待防止

- (1) 法改正による義務付け
- (2) 高齢者虐待防止法による定義
- (3) 虐待防止のための具体的取扱い
- (4) 虐待が起こってしまったときの対応
- (5) 身体拘束

(1) 法改正による義務付け

高齢者虐待防止の推進として次の虐待防止の取り組みが義務づけられました。

- ・全ての介護サービス事業者を対象
- ・令和6年度からは、「高齢者虐待防止未実施減算」の対象

虐待防止の取り組み

- 虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催
- 指針の整備
- 研修の実施
- 担当者を定めること

(2) 高齢者虐待防止法による定義

① 高齢者虐待防止法による定義



・養護者
による高齢者虐待



・養介護施設従事者等
による高齢者虐待

(2) 高齢者虐待防止法による定義

②虐待の種類

ア 身体的虐待

- 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

イ ネグレクト(介護・世話の放棄・放任)

- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ウ 心理的虐待

- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しく心理的な外傷を与える言動を行うこと。

エ 性的虐待

- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

オ 経済的虐待

- 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(3) 虐待防止のための具体的取扱い

① 職員研修の実施、苦情処理体制の整備等

取り組みの例

- 虐待防止委員会の設置
- 事業所理念や運営方針の規定
- 施設理念等の掲示
- 事業所内外の研修
- マニュアルの作成
- チェックリストの作成
- 虐待防止責任者の任命

活用する資料

- 認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」
- 厚生労働省マニュアル「市町村・都道府県における高齢者虐待・養護者支援の対応について」

(3) 虐待防止のための具体的取扱い

②職員への支援体制の整備

取り組みの例

- 労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施
- 定期的な衛生管理者や産業医への相談日を設定
- 定期的に従業員と面談を行いストレスやメンタルヘルス状況の確認
- ストレスマネジメント、メンタルヘルスケアに関する研修の実施

(3) 虐待防止のための具体的取扱い

③虐待を発見した場合に備え、通報・報告しやすい体制の整備

取り組みの例

- 意見箱の設置
- ヒヤリハット、事故報告書等の様式
- 従業者との面談による虐待等の疑いがないか確認
- 従業員アンケートの実施
- 内部通報のマニュアル・体制の整備
- 苦情受付窓口の整備
- 苦情対応マニュアルの整備

(3) 虐待防止のための具体的取扱い

④通報(虚偽、過失は除く)は守秘義務違反にならないこと、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことの職員への周知

⑤不適切なケアへの対応手順

虐待の疑いがあると判断した段階で、通報

本人・家族からの相談

各部署の責任者・管理者への報告

職員への聞き取りによる事実確認

再発防止策の検討

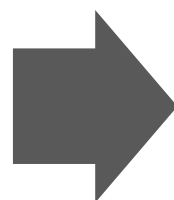
※事業所内で解決が図られても 通報義務 がある。

(4) 虐待が起こってしまったときの対応

虐待を発見した場合、通報義務が生じる。



隠ぺい、虚偽報告



事態を悪化させ、
事実が明白となった際
には悪質と見なされる。



速やかな
初期対応

事実確認

市町村への報告

組織的な情報共有

原因分析・再発防止等



透明性の確保
早期解決を図る。

(5) 身体拘束

①身体拘束については、次のア～カまでを遵守すること。

ア 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない。

イ 緊急やむを得ない場合とは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件を満たすもの。
要件を満たさない場合、虐待と認定されることもある。

ウ 緊急やむを得ない場合の判断は、施設全体で判断することが必要である。

(5) 身体拘束

エ 緊急やむを得ない身体拘束を行う場合は、身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に説明し、確認を行う。

オ 身体拘束に関する記録の作成が義務づけられている。

カ 身体拘束等の適正化を図るための措置

- ・身体拘束等の適正化検討委員会の設置
- ・身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ・身体拘束等の適正化のための研修の実施

(5) 身体拘束

② 身体拘束廃止未実施減算

対象サービスについては、

基準省令に定める先のア～カまでの規定を遵守していない場合は、

「身体拘束廃止未実施減算」の適用となる。

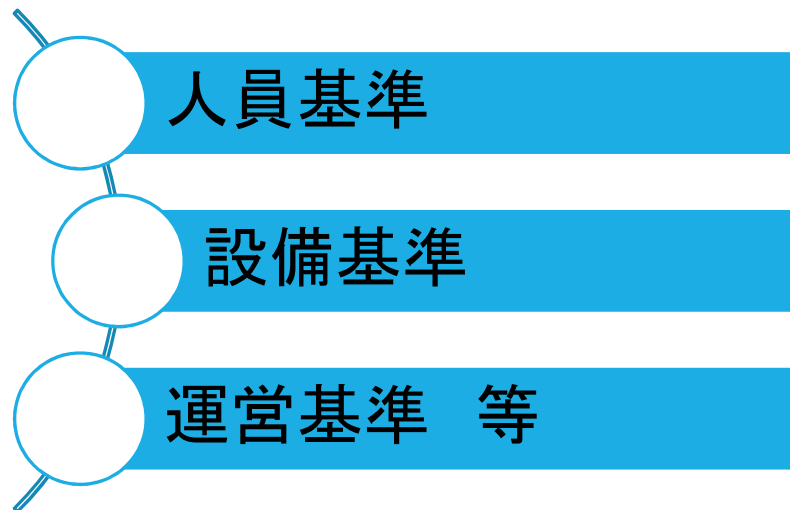
5 事業者の留意事項

(1) 法令遵守の義務

(2) 運営上の留意事項について

(1) 法令遵守の義務

・基準について

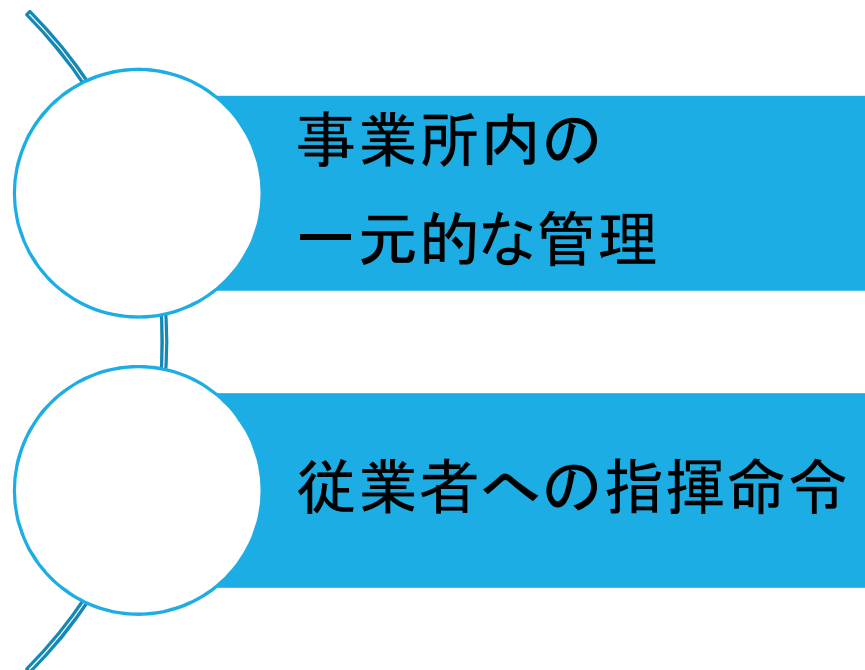


- ・必要な最低限の基準を定めたもの。
- ・常に満たされている必要があります。

- ・併せて、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。
- ・法令を正しく理解し適正に運営することが必要。

(1) 法令遵守の義務

・管理者の責務

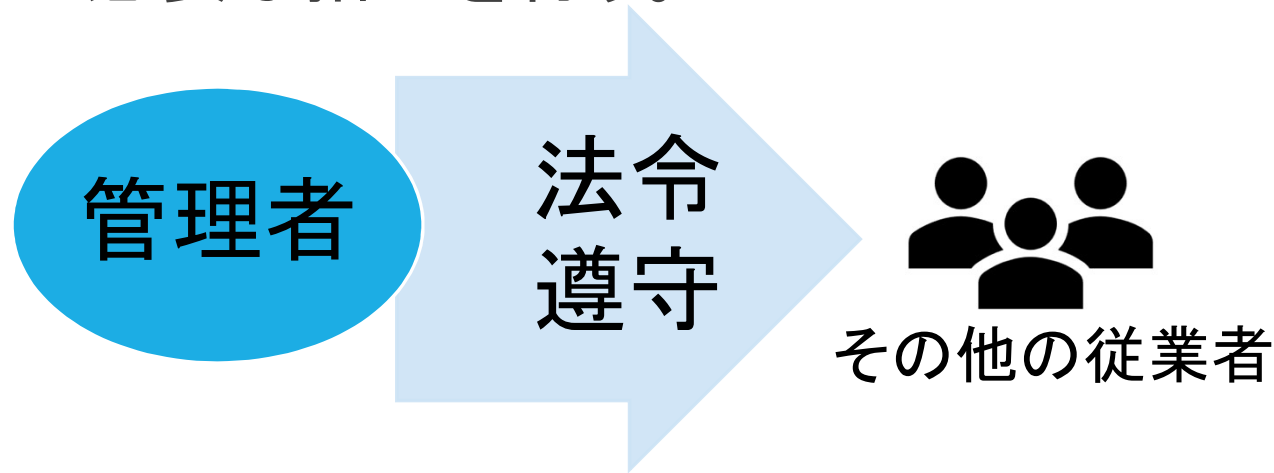


・管理者は、事業所の従業者に対して、事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行う必要があります。

(1) 法令遵守の義務

・管理者の責務

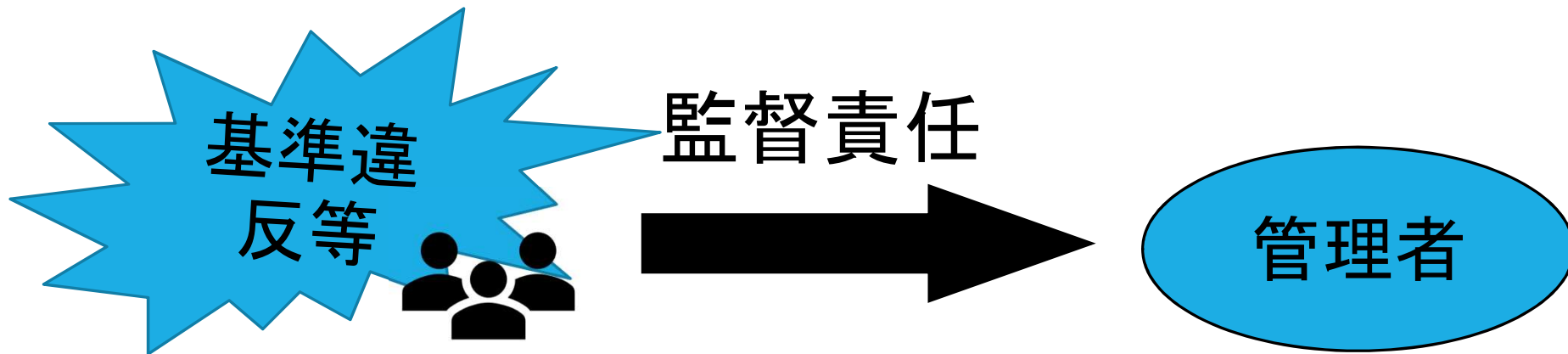
管理者自身が法令を遵守するのみでなく、
その他の従業者が法令を守るよう、
管理者として必要な指示を行う。



(1) 法令遵守の義務

・管理者の責務

事業所内で基準に違反する事案が発生した場合には、
管理者が直接関与していなくても
管理者としての監督責任を問われることとなります。



(1) 法令遵守の義務

■ 業務管理体制について

業務管理体制の整備として、各事業者は、「法令遵守責任者」の届け出を行っています。
この制度は、法令遵守責任者が中心となって法人自らがその実情に応じた
コンプライアンス(法令遵守)向上の取組を行う趣旨のものであります。

法令遵守責任者は、介護保険法及び介護保険法に基づく通知等の内容に精通した法務担当の責任者であり、事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることが想定されます。

(2) 運営上の留意事項について

- ① 自己点検
- ② 指導監査における指導項目
- ③ 正確な記録の保存

(2) 運営上の留意事項について

① 自己点検

運営基準等について、事業者として、法令を熟読し、適正な運営を行ってください。
また、自主点検表を公開しています。各事業所にて、自己点検を行ってください。

ア 運営基準関係法令・通知

- (介護報酬の解釈 指定基準編(「赤本」)関係)

イ 報酬関係告示・通知

- (介護報酬の解釈 単位数表編(「青本」)関係)

ウ 関係通知・Q&A等

- (介護報酬の解釈 QA・法令編(「緑本」)、その他通知・通達関係)
- 関連Q&Aは厚生労働省ホームページにおいても公開されています。

(2) 運営上の留意事項について

① 自己点検

法令等については、介護保険法関係法令に加えて、介護保険法関係法令以外の法令対応についても、関係法令を確認して適切に対応してください。

- ・労働関係法令、消防法など

(2) 運営上の留意事項について

② 指導監査における指導項目の把握について

管理者は、指導監査におけるこれまでの指導項目についても把握を行ってください。

管理者が交代になっている場合も、事業所としてこれまで指導された項目について改善されているか、重点的に確認を行います。

(2) 運営上の留意事項について

③ 正確な記録の保存について

介護保険サービス提供を行った証拠書類として、記録漏れ、記録誤りがないようにしてください。

事業者は、サービス提供を行ったことを証明できるよう、日にち、時刻などについて、正確な記録を行ってください。

例

- サービス提供記録
- 基準、基本報酬及び加算などの算定要件となっている利用者の居宅の訪問記録、会議の実施記録

今後とも、よりよいケアの実現及び保険給付の適正化にご協力をお願いいたします。

事業ごとの留意事項に続きます。